

令和7年度 ダイオキシン類に係る調査結果

環境部環境保全課、廃棄物対策課

目 次

I	ダイオキシン類に係る調査結果について（概要）	・・・ 1
II	ダイオキシン類環境調査結果	・・・ 2
III	事業者測定結果	
1	排出ガスの測定結果について	・・・ 6
2	排出水の測定結果について	・・・ 7
3	ばいじん及び燃え殻の測定結果について	・・・ 8
IV	行政検査結果	・・・ 11

I ダイオキシン類に係る調査結果について（概要）

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、環境調査結果及び事業者測定結果を公表します。また、本市が実施した行政検査の結果についても併せて公表します。

1 環境調査結果

(1) 大気環境

豊橋市役所、大崎校区市民館、二川生涯学習センターの3地点で調査を実施し、すべての地点で環境基準を達成しました。

(2) 水環境

水質については、河川3地点、海域1地点、地下水2地点で調査を実施し、全ての地点で環境基準を達成しました。

底質については、河川3地点、海域1地点で調査を実施し、すべての地点で環境基準を達成しました。

(3) 土壌環境

2地点で調査を実施し、環境基準を達成しました。

2 事業者測定結果

(1) 排出ガス

令和8年3月末現在、大気基準適用施設は19施設の届出があります。通年休止中施設（稼働実績無しの施設含む。）を除いた14施設から報告があり、いずれも排出基準に適合していました。

(2) 排水

令和8年3月末現在、水質基準適用事業場は3事業場の届出があります。排水がない事業場を除いた2事業場から報告があり、いずれも排出基準に適合していました。

(3) ばいじん及び燃え殻

令和8年3月末現在、ばいじん、燃え殻が発生する施設は14施設あります。通年休止中施設（稼働実績無しの施設含む。）を除いた10施設から報告があり、いずれも埋立処分等の処理基準に適合していました。

3 行政検査結果

大気基準が適用される2施設の排出ガスについて行政検査を行ったところ、排出基準に適合していました。

また、ばいじんの基準が適用される1施設について行政検査を行ったところ、埋立処分等の処理基準に適合していました。

II ダイオキシン類環境調査結果

ダイオキシン類対策特別措置法第 26 条、第 27 条の規定に基づき、大気、水質（水底の底質を含む。）及び土壌のダイオキシン類による汚染の状況を調査しました。

(1) ダイオキシン類環境調査結果

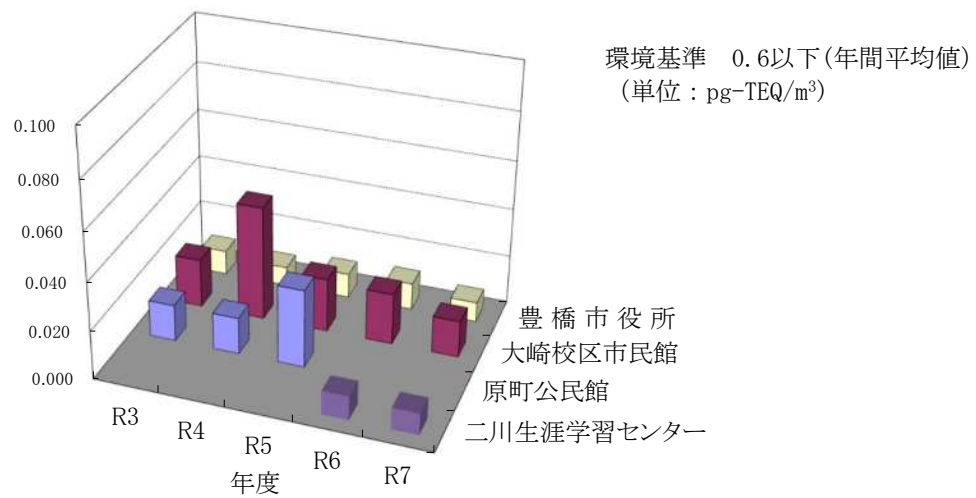
大気、水質、底質及び土壌について 15 地点で調査を行った結果、全ての地点で環境基準を達成しました。

ア. 令和7年度 ダイオキシン類環境調査結果

区分	調査地点等		調査年月日	調査結果		環境基準及び単位
				測定値	年間平均値	
大気環境	豊橋市役所	春季	R7年5月8日～15日	0.0063	0.0081	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下 (年平均値)
		夏季	R7年7月17日～24日	0.0054		
		秋季	R7年10月9日～16日	0.0048		
		冬季	R8年1月14日～22日	0.016		
	大崎校区市民館	春季	R7年5月8日～15日	0.010	0.015	
		夏季	R7年7月17日～24日	0.0038		
		秋季	R7年10月9日～16日	0.012		
		冬季	R8年1月14日～21日	0.035		
	二川生涯学習センター	春季	R7年5月8日～15日	0.0076	0.0089	
		夏季	R7年7月17日～24日	0.0045		
		秋季	R7年10月9日～16日	0.0044		
		冬季	R8年1月14日～21日	0.019		
水環境（公共用水域）	水質	河川	梅田川（御厩橋）	R7年8月28日	0.42	1 pg-TEQ/L 以下 (年平均値)
			梅田川（植田橋）		0.48	
			豊川（渡津橋）		0.16	
		海域	A-3（神野ふ頭）		0.088	
	底質	河川	梅田川（御厩橋）	R7年9月10日	12	150 pg-TEQ/g 以下
			梅田川（植田橋）	R7年8月28日	0.96	
			豊川（渡津橋）		4.4	
		海域	A-3（神野ふ頭）	14		
水環境（地下水）	南牛川二丁目		R7年6月10日	0.020	1 pg-TEQ/L 以下 (年平均値)	
	中原町		R7年6月27日	0.021		
土壌環境	神野新田町（豊橋総合スポーツ公園）		R7年7月3日	0.11	1,000 pg-TEQ/g 以下	
	石巻町（石巻運動広場）			1.2		

2. ダイオキシン類環境調査 経年結果

(1) 大気環境



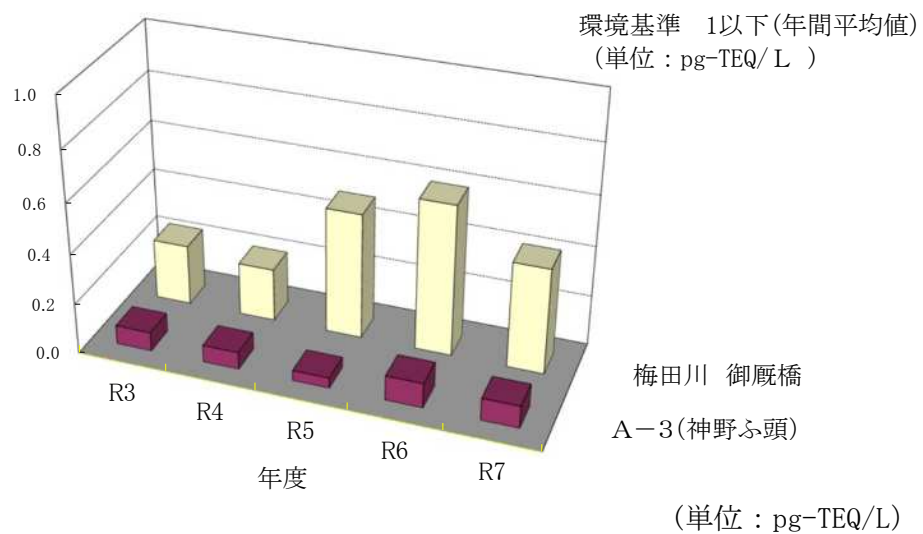
継続調査地点 (単位: pg-TEQ/m³)

調査年度 \ 調査地点	R3	R4	R5	R6	R7
豊橋市役所	0.010	0.008	0.010	0.011	0.0081
大崎校区市民館	0.020	0.047	0.022	0.021	0.015
原町公民館	0.015	0.015	0.032	-	-
二川生涯学習センター	-	-	-	0.010	0.0089

(2) 水環境

①公共用水域 : 水質

a. 継続調査地点



(単位: pg-TEQ/L)

区分 \ 調査年度	調査地点	R3	R4	R5	R6	R7
河川	梅田川 御厩橋	0.24	0.21	0.50	0.60	0.42
海域	A-3(神野ふ頭)	0.075	0.068	0.041	0.098	0.088

b. 単年度調査地点 (単位：pg-TEQ/L)

区分	調査地点	調査結果	年度	
河川	柳生川 下立合橋	0.28	R3年度	
	山中川 本興寺橋	0.82		
	殿田川 柳生川合流点手前	0.079		
	山中川 本興寺橋	0.89	R4年度	
	内山川 上庄池出口	0.70		
	内山川 黒福橋	1.6 0.29		0.95
	神田川 神田川橋	0.31	R5年度	
	間川 六盃橋	2.0 0.37		1.2
	間川 富貴橋	0.57		
	浜田川 佐久良橋	0.41	R6年度	
	梅田川 植田橋	0.48	R7年度	
	豊川 渡津橋	0.16		

※複数回調査している地点にあつては、調査結果は平均値に併せて左に各測定結果を記載した。

②公共用水域：底質

a. 継続調査地点 (単位：pg-TEQ/g)

水域	調査地点	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
河川	梅田川 御厩橋	0.32	0.42	0.56	0.49	12
海域	A-3 神野ふ頭	13	13	13	13	14

b. 単年度調査地点 (単位：pg-TEQ/g)

区分	調査地点	調査結果	年度
底質	柳生川 下立合橋	0.27	R3年度
	山中川 本興寺橋	0.86	
	内山川 黒福橋	8.6	
	山中川 本興寺橋	1.3	R4年度
	神田川 神田川橋	0.85	
	間川 六盃橋	1.4	
	間川 富貴橋	0.72	R5年度
	浜田川 佐久良橋	0.48	
	梅田川 植田橋	0.96	
	豊川 渡津橋	4.4	R6年度

③地下水 (単年度調査) (単位：pg-TEQ/L)

区分	調査地点	調査結果	年度	
地下水	牛川町	0.023	R3年度	
	大岩町	0.023		
	忠興3丁目	0.022		
	雲谷町	0.024	R4年度	
	石巻本町	0.023		
	杉山町	0.022		
	町畑町	0.023	R5年度	
	神野新田町	0.022		
	南牛川二丁目	0.020		
	中原町	0.021	R6年度	
				R7年度

(3) 土壌環境 (単年度調査) (単位：pg-TEQ/g)

調査地点	調査結果	年度
飯村北4丁目 本郷公園	0.020	R3年度
植田町 蛤沢公園	6.4	R4年度
多米中町 多米公園	7.1	R5年度
大橋通3丁目 守下公園	1.5	
豊岡町 豊岡公園	0.047	
高師本郷町 高師本郷公園	0.022	R6年度
神野新田町 豊橋総合スポーツ公園	0.11	
石巻町 石巻運動広場	1.2	

令和7年度 ダイオキシン類環境調査 地点図

凡 例		
大 気	■1	豊橋市役所
	■2	大崎校区市民館
	■3	二川生涯学習センター
水 質 及び 底 質	◎1	梅田川(御厩橋)
	◎2	梅田川(植田橋)
	◎3	豊川(渡津橋)
	◎4	海城 渥美湾(A-3)
地下水	●1	南牛川二丁目
	●2	中原町
土 壤	①	神野新田町 豊橋総合スポーツ公園
	②	石巻町 石巻運動広場



Ⅲ 事業者測定結果

事業者は、ダイオキシン類対策特別措置法第28条第1項及び第2項の規定に基づき、毎年1回以上排出ガス、排出水及びばいじん等に含まれるダイオキシン類濃度の測定を行い、その結果を同法第28条第3項の規定に基づき、都道府県知事（豊橋市にあつては豊橋市長）に報告することとされています。

また、都道府県知事（豊橋市長）は、その結果を同法第28条第4項の規定に基づき、公表することとされています。

令和7年4月1日から令和8年3月31日までに豊橋市に報告されたダイオキシン類の測定結果の概要は、次のとおりです。

1 排出ガスの測定結果について

(1) 大気基準適用施設の設置状況

市内の廃棄物焼却炉、製鋼用電気炉などの大気基準適用施設の設置状況は、表1のとおり、令和8年3月末現在、19施設が届出されています。

表1 大気基準適用施設の設置状況

番号	施設名	稼動中施設	休止中施設 (稼働実績無 の施設含む)	合計
1	焼結鋳造用焼結炉	0	0	0
2	製鋼用電気炉	1	0	1
3	亜鉛回収施設	0	0	0
4	アルミニウム合金製造施設	3	1	4
5	廃棄物焼却炉	10	4	14
	計	14	5	19

(2) 測定結果の報告状況

事業者からの測定結果報告状況は、表2及び別表1（p9）のとおり、令和8年3月末現在、14施設から測定結果の報告がありました。

表2 ダイオキシン類測定結果の報告状況（排出ガス）

報告済み施設			新設後1年 未満の施設	稼動中施設 のうち未報 告施設	休止中施設 (稼働実績無 の施設含む)
稼動中施設	報告後 廃止施設	報告後 休止施設			
14	0	0	0	0	5
14					

(3) 排出基準の適合状況

ダイオキシン類測定結果の報告があつた14施設のすべてが排出基準に適合していました。

2 排出水の測定結果について

(1) 水質基準適用事業場の設置状況

市内の水質基準対象施設を設置する水質基準適用事業場の設置状況は、表3のとおり、令和8年3月末現在、3事業場が届出されています。

表3 水質基準適用事業場の設置状況

番号	施設名	水質基準対象施設からの排水がある事業場	水質基準対象施設からの排水がない事業場	合計
1	硫酸塩パルプ又は亜硫酸パルプ製造用の塩素又は塩素化合物による漂白施設	0	0	0
2	カーバイド法アセチレン製造用のアセチレン洗浄施設	0	0	0
3	硫酸カリウム製造施設のうち、廃ガス洗浄施設	0	0	0
4	アルミナ繊維製造施設のうち、廃ガス洗浄施設	0	0	0
5	担体付き触媒の製造の用の焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設	0	0	0
6	塩化ビニルモノマー製造用の二塩化エチレン洗浄施設	0	0	0
7	カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するものに限る。)施設等	0	0	0
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造施設等	0	0	0
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造施設等	0	0	0
10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造施設等	0	0	0
11	ジオキサニバイオレットの製造の用に供する施設等	0	0	0
12	アルミニウム溶解炉等の廃ガス洗浄施設等	0	0	0
13	亜鉛回収施設の精製施設、廃ガス洗浄施設等	0	0	0
14	担体付き触媒からの金属の用に供する施設等	0	0	0
15	廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設等	1	1	2
16	廃PCB等の分解施設、洗浄施設等	0	0	0
17	廃棄物処理法施行令第7条12号の2及び13号に掲げる施設	0	0	0
18	下水道終末処理施設	1	0	1
19	上記1～17を設置する事業場廃水の共同処理施設	0	0	0
	計	2	1	3

(注) 異なる施設を複数設置している事業場にあつては、主たる施設の欄に計上しました。

(2) 測定結果の報告状況

事業者からの測定結果報告状況は、表4及び別表2(p9)のとおり、令和8年3月末現在、2事業場から測定結果の報告がありました。

表4 ダイオキシン類測定結果の報告状況(排水)

報告済み事業場		稼働中事業場のうち 未報告事業場	休止中事業場(稼働 実績無の施設含む)
稼働中事業場	報告後廃止事業場		
2	0	0	0

(3) 排出基準の適合状況

ダイオキシン類測定結果の報告があつた2事業場のすべてが排出基準に適合していました。

3 ばいじん及び燃え殻の測定結果について

(1) ばいじん、燃え殻の測定対象となる廃棄物焼却炉の設置状況

市内の測定対象となる廃棄物焼却炉の設置状況は、表5のとおり、令和8年3月末現在、10施設が稼働しています。

表5 廃棄物焼却炉の設置状況

施設名	稼働中施設	休止中施設(稼働実績無の施設含む)	合計
廃棄物焼却炉	10	4	14

(2) 測定結果の報告状況

事業者からの測定結果報告状況は、表6及び別表3(p10)のとおりであり、令和8年3月末現在、10施設から測定結果の報告がありました。

表6 ダイオキシン類測定結果の報告状況(ばいじん、燃え殻等)

報告済み施設			新設後1年未満の施設	稼働中施設のうち未報告施設	休止中施設(稼働実績無の施設含む)
全部報告施設	報告後廃止施設	報告後休止施設			
10	0	0	0	0	4

(3) 埋立処分の基準への適合状況

ダイオキシン類測定結果の報告があった10施設のすべてが処理基準に適合していました。

別表1 ダイオキシン類測定結果(大気)

(ng-TEQ/m³N)

番号	工場・事業所名	所在地	施設の種類	排出ガス採取年月日	測定結果	基準値	備考
1	トビー工業(株) 豊橋製造所	豊橋市明海町1	製鋼用電気炉	R7.11.24	0.0068	0.5	
2	松島金属(株) 豊橋工場	豊橋市豊清町字比舎古1-117	アルミ溶解炉(#1、#2、#4)	R7.5.9	0.0074	1	
3	トヨーメタル(株)	豊橋市大岩町字佃9-5	アルミ溶解炉	-	-	1	休止中
4	愛知県 東部家畜保健衛生所	豊橋市西幸町字古並51-1	廃棄物焼却炉	R7.12.23	0.15	5	
5	(株)東三河食肉流通センター	豊橋市明海町16-1	廃棄物焼却炉	-	-	5	休止中
6	愛知県 豊川浄化センター	豊橋市新西浜町1-3	廃棄物焼却炉(1号)	-	-	10	R7年度稼働実績無
			廃棄物焼却炉(2号)	-	-	5	休止中
			廃棄物焼却炉(3号)	R7.6.13	0	5	
7	豊橋市 バイオマス利活用センター	豊橋市神舞新田町字中島5	廃棄物焼却炉(1系)	R7.5.19	0.00000065	1	
			廃棄物焼却炉(2系)	R7.8.25	0.00000054	1	
8	(株)明輝クリーナー 原町工場	豊橋市原町字南山1-98、1-332	廃棄物焼却炉	-	-	5	休止中
9	(株)明輝クリーナー 新原町工場	豊橋市原町字南山1-2外5筆	廃棄物焼却炉	R7.11.17	0.013	0.1	
10	(株)マルサワ	豊橋市伊古留町字東荒子41	廃棄物焼却炉	R7.9.18	0.043	5	
11	(株)MARUKO 弥栄工場	豊橋市東細谷町字東籠田75-208	廃棄物焼却炉	-	-	1	R7.10.1廃止
12	豊橋市 資源化センター	豊橋市豊栄町字西530	廃棄物焼却炉(1号)	R7.8.26	0.0016	0.1	
			廃棄物焼却炉(2号)	R7.12.22	0.00045	0.1	
			廃棄物焼却炉(3号)	R7.12.5	0.0098	1	
13	(株)松本鶏園 細谷農場	豊橋市細谷町字山ノ田17-31	廃棄物焼却炉	R7.9.12	0.12	5	

別表2 ダイオキシン類測定結果(水質)

(pg-TEQ/L)

番号	工場・事業所名	所在地	施設の種類	排出水採取年月日	測定結果	基準値	備考
1	愛知県 豊川浄化センター	豊橋市新西浜町1-3	廃ガス洗浄施設×3	R7.11.5	0	10	
			下水道終末処理施設				
2	豊橋市 資源化センター	豊橋市豊栄町字西530	灰貯留施設×2	R7.8.25	0.000024	10	

別表3 ダイオキシン類測定結果(ばいじん、燃え殻等)

(ng-TEQ/g)

番号	工場・事業所名	所在地	試料種類	採取年月日	測定結果	基準値	備考
1	愛知県 東部家畜保健衛生所	豊橋市西幸町字古並51-1	燃え殻	R7.10.10	0.0070	3	
2	(株) 東三河食肉流通センター	豊橋市明海町16-1	燃え殻	-	-	3	休止中
3	愛知県 豊川浄化センター	豊橋市新西浜町1-3	燃え殻(1号)	-	-	3	R7年度 稼働実績無
			燃え殻(2号)	-	-	3	休止中
			燃え殻(3号)	R8.1.13	0.0000075	3	
4	豊橋市 バイオマス利活用センター	豊橋市神野衛田町字中島5	ばいじん(1系)	R7.5.19	0	3	
			ばいじん(2系)	R7.8.25	0	3	
5	(株) 明輝クリーナー 原町工場	豊橋市原町字南山1-98、1-332	ばいじん (バグフィルター灰)	-	-	3	休止中
			ばいじん (サイクロン灰)	-	-	- (キレー ト処理)	
			燃え殻	-	-	3	
6	(株) 明輝クリーナー 新原町工場	豊橋市原町字南山1-2外5筆	ばいじん	R7.11.17	0.35	3	
			燃え殻	R7.11.17	0.34		
7	(株) マルサワ	豊橋市伊古部町字東荒子41	ばいじん	R7.9.18	0.0061	- (キレー ト処理)	
			燃え殻	R7.9.18	0.083	3	
8	(株) MARUKO 弥栄工場	豊橋市東細谷町字東籠田75-208	ばいじん	-	-	3	R7.10.1
			燃え殻	-	-		廃止
9	豊橋市 資源化センター	豊橋市豊栄町字西530	溶融スラグ(1号)	R7.8.25	0.00000007	3	
			脱塩残渣(1号)	R7.8.25	0.25		
			溶融スラグ(2号)	R7.11.12	0	3	
			脱塩残渣(2号)	R7.11.18	0.19		
			燃え殻(3号)	R7.12.5	0.022		3
10	(株) 松本鶏園 細谷農場	豊橋市細谷町字山ノ田17-31	ばいじん	R7.9.12	0.0024	3	
			燃え殻	R7.9.12	0		

IV 行政検査結果

ダイオキシン類対策特別措置法第34条第1項の規定に基づき、排出基準の遵守状況を確認するため、排出ガス及びばいじん中のダイオキシン濃度の測定を実施しました。令和7年度の測定結果は、次のとおりです。

1 調査対象

規制対象施設である大気基準適用施設を有する2事業場について、排出ガス中のダイオキシン類の検査を実施しました。

また、ばいじん等の規制対象施設である廃棄物焼却炉を有する1事業場について、ばいじん中のダイオキシン類の検査を実施しました。

2 検査結果

(1) 排出ガス

排出ガス中のダイオキシン類の検査結果は表1のとおりであり、排出基準に適合していました。

表1 排出ガス中の検査結果 (ng-TEQ/m³N)

No.	工場・事業場名	所在地	採取年月日	測定結果	排出基準
1	松島金属(株)豊橋工場	豊橋市豊清町字比舎古1-117	R8.2.6	0.000068	1
2	(株)明輝クリーナー新原町工場	豊橋市原町字南山1-2外5筆	R8.1.16	0.00013	0.1

(2) ばいじん

ばいじん中のダイオキシン類の検査結果は表2のとおりで、処理基準に適合していました。

表2 ばいじん中の検査結果 (ng-TEQ/g)

No.	工場・事業場名	所在地	採取年月日	測定結果	基準値
1	(株)明輝クリーナー新原町工場	豊橋市原町字南山1-2外5筆	R8.1.16	0.11	3

《用語の説明》

- 1 ダイオキシン類 ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン、コプラナーポリ塩化ビフェニルの総称。ダイオキシン類は、製鋼用電気炉の利用や廃棄物の焼却過程などで副生成物として発生します。
- 2 ng (ナノグラム) 10億分の1g
- 3 pg (ピコグラム) 1兆分の1g
- 4 TEQ (毒性等量) ダイオキシン類を最も毒性の強いダイオキシン(2, 3, 7, 8-TCDD)の量に換算した値として表していることを示します。